

電気・ガスの契約トラブルに注意してください！

平成28年4月の電力の自由化、平成29年4月からはガスの小売り全面自由化が始まったことで、それまで地域ごとの事業者との契約が、登録を受けた事業者の中から自由に契約先を選ぶことができるようになりました。

便利になった反面、電気・ガスの契約トラブルが増加しています。

事例1

電力会社から「電気とガスをセットにすれば料金が安くなる」という電話がかかってきた。しつこく勧誘されたため、契約をしてしまったが、後日請求額を確認したところ、以前の電気料金とガス料金の合計金額よりも高額になっている。



事例2

契約先の電力会社から電話で、「電気とガスの契約をまとめるので、ガスの検針票の番号を教えてください」と言われたので、番号を伝えてしまった。その後も早口で一方向的に話し続けられ、質問を挟む間もなかったため、内容が理解できないことを告げ、家族と相談するので資料を送ってほしいと伝えたところ、「この説明が終わったら申し込みになる。クーリング・オフもあります」と一方向的に電話が切れた。後日、申し込み完了の旨が書かれた書面が届いた。



アドバイス

- ✓ 電気やガスを訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- ✓ 自分の使用状況やライフスタイルに合っているか、どのような条件で安くなっているか、不利な条件はないか等、契約前によく確認をしましょう。
- ◇ 契約前に、不審なことがあれば消費生活センターのほか、電力・ガス取引監視等委員会[TEL：03-3501-5725]でも相談できます。
電力・ガス取引監視等委員会では登録業者を確認することもできます。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019